

# JIS

## 高齢者・障害者等配慮設計指針－ 情報通信における機器，ソフトウェア及び サービス－第5部：事務機器

JIS X 8341-5 : 2022

(ISO/IEC 10779 : 2020)

(JSA)

令和4年6月20日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	安 形 輝	亜細亜大学
	石 井 正 悟	独立行政法人情報処理推進機構
	伊 藤 雅 樹	株式会社日立製作所
	菊 川 裕 幸	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	福 田 昭 一	富士通株式会社
	山 口 大 輔	総務省国際戦略局

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.1.20 改正：令和 4.6.20

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課  
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 4.6.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会  
(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会  
(〒108-0073 東京都港区三田 3-4-10 リーラヒジリザカ)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 基本方針	3
5 障害の分類	4
5.1 障害の分類及び特性	4
6 考慮すべき要件	6
6.1 一般	6
6.2 閉じた機能	6
6.3 生体認証	8
6.4 アクセシビリティのために提供された情報の保存	9
6.5 プライバシー	9
6.6 標準接続	9
6.7 操作部	10
6.8 表示画面の見える位置	15
6.9 点滅	15
6.10 ステータス表示	15
6.11 色分け	15
6.12 報知音	16
6.13 閉じた機能のソフトウェア要求事項	16
7 ドキュメント及びサポートサービス	17
7.1 アクセシビリティ関連情報の開示	17
7.2 利用者のためのドキュメント及びサポートサービスに関する要求事項	18
附属書 A (参考) 障害と要求事項との関連付け	19
参考文献	22
解 説	23

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 8341-5:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS X 8341** 規格群（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス）は、次に示す部で構成する。

- JIS X 8341-1** 第 1 部：共通指針
- JIS X 8341-2** 第 2 部：パーソナルコンピュータ
- JIS X 8341-3** 第 3 部：ウェブコンテンツ
- JIS X 8341-4** 第 4 部：電気通信機器
- JIS X 8341-5** 第 5 部：事務機器
- JIS X 8341-6** 第 6 部：対話ソフトウェア
- JIS X 8341-7** 第 7 部：アクセシビリティ設定

# 高齢者・障害者等配慮設計指針— 情報通信における機器，ソフトウェア及び サービス—第5部：事務機器

## Guidelines for older persons and persons with disabilities— Information and communications equipment, software and services— Part 5: Office equipment

### 序文

この規格は、2020年に第2版として発行された **ISO/IEC 10779** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク技術を組み合わせた情報通信機器及びサービスを利用する人々の数が、情報通信機器及びサービスの種類が増えるにつれて増加している。この規格は、主に高齢者、障害のある人々及び一時的な障害のある人々が、事務機器を利用する際の情報アクセシビリティを向上させるための指針として作成したものである。

### 1 適用範囲

この規格は、主に高齢者、障害のある人々及び一時的な障害のある人々（以下、高齢者・障害者という。）が、事務機器を利用する場合の情報アクセシビリティを高めるために、事務機器（オフィス用の複写機、複合機及びページプリンタ）に関して企画、開発及び設計するときの指針として配慮すべき事項について規定する。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO/IEC 10779:2020**, Information technology — Office equipment — Accessibility guidelines for older persons and persons with disabilities (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“一致している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS Z 8071** 規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針